

## 第6章 災害復旧・復興計画

---

本章は、被災した住民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

- 第1節 災害復旧事業の推進
- 第2節 被災者等の生活再建等の支援
- 第3節 地域復興への支援
- 第4節 復興計画

<b>第6章</b>	<b>災害復旧・復興計画</b>	1
<b>第1節</b>	<b>災害復旧事業の推進</b>	1
第1	災害復旧事業の推進	1
第2	激甚法による災害復旧事業	2
<b>第2節</b>	<b>被災者等の生活再建等の支援</b>	5
第1	り災証明等の発行	6
第2	被災者台帳の整備	8
第3	義援金の受け入れ、配分	10
第4	災害弔慰金等の支給	10
第5	災害援護資金等の融資	12
第6	租税の減免等	13
第7	住宅復興資金の融資	14
第8	災害公営住宅の建設等	15
第9	雇用機会の確保	15
第10	郵便事業の支援措置	15
第11	生活相談等	16
第12	風評被害等への対応	16
<b>第3節</b>	<b>地域復興への支援</b>	17
第1	農林漁業者への支援	17
第2	中小企業者への支援	18
<b>第4節</b>	<b>復興計画</b>	19
第1	復興計画作成の体制づくり	19
第2	復興に対する合意形成	20
第3	復興計画の推進	20

## 第1節 災害復旧事業の推進

項 目	担 当
第1 災害復旧事業の推進	関係各課
第2 激甚法による災害復旧事業	関係各課

### 第1 災害復旧事業の推進

吉富町は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

なお、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

#### ■災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川</li> <li>○ 海岸</li> <li>○ 砂防設備</li> <li>○ 道路、橋梁</li> <li>○ 港湾</li> <li>○ 漁港</li> <li>○ 水道</li> <li>○ 下水道</li> <li>○ 公園</li> <li>○ 林地荒廃防止施設</li> <li>○ 地すべり防止施設</li> <li>○ 急傾斜地崩壊防止施設</li> </ul>	河川法 道路法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地、農業用施設</li> <li>○ 林業用施設</li> <li>○ 漁業用施設</li> <li>○ 共同利用施設</li> </ul>	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

種 類	項 目	根拠法
都市施設 災害復旧事業計画	○ 都市計画区域における 街路、公園等 ○ 市街地における土砂堆 積等	土地区画整理法
公営住宅 災害復旧事業計画	○ 災害公営住宅の建設 ○ 既設公営住宅	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	○ 公立学校施設 ○ 公立社会教育施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
社会福祉及び児童福祉施設 災害復旧事業計画	○ 社会福祉施設、児童福 祉施設等	生活保護法、障害者総合支援法、 老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	○ 医療施設	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律
公用財産 災害復旧事業計画	—	—
災害廃棄物処理計画	○ 廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律

## 第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害（激甚災害）の発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

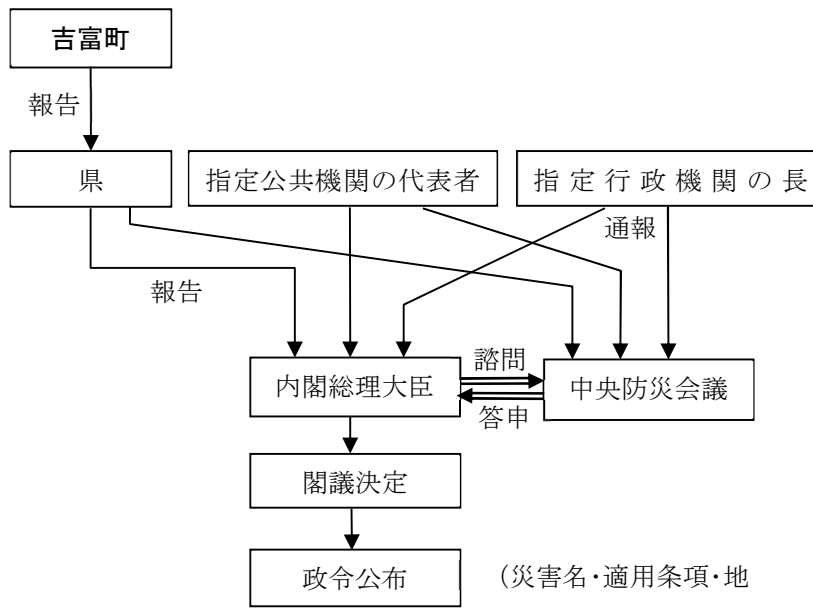
### 1. 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）または「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章 第3条、第4条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共土木施設災害復旧事業、同関連事業</li> <li>○ 公立学校施設災害復旧事業</li> <li>○ 公営住宅災害復旧事業</li> <li>○ 生活保護施設災害復旧事業</li> <li>○ 児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>○ 老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>○ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業</li> <li>○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業</li> <li>○ 障害者支援施設等の施設災害復旧事業</li> <li>○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業</li> <li>○ 知的障害者援護施設災害復旧事業</li> <li>○ 婦人保護施設災害復旧事業</li> <li>○ 感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>○ 感染症予防事業</li> <li>○ 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内・公共的施設区域外)</li> <li>○ 湛水排除事業</li> </ul>

助成区分	財政援助を受ける事業等
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）</li> <li>○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）</li> <li>○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（法第7条）</li> <li>○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）</li> <li>○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）</li> <li>○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）</li> <li>○ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）</li> <li>○ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）</li> </ul>
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</li> <li>○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（法第13条）</li> <li>○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）</li> </ul>
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）</li> <li>○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）</li> <li>○ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例（法第19条）</li> <li>○ 母子福祉法による国の貸し付けの特例（法第20条）</li> <li>○ 水防資材費の補助の特例（法第21条）</li> <li>○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条）</li> <li>○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例（法第23条）</li> <li>○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（法第24条）</li> <li>○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例（法第25条）</li> </ul>

## 2. 激甚災害に関する調査報告

吉富町は、町域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

## 第2節 被災者等の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1 被災証明等の発行	総務統括班、消防本部
第2 被災者台帳の整備	総務統括班
第3 義援金の受け入れ、配分	住民生活班
第4 災害弔慰金等の支給	健康福祉班
第5 災害援護資金等の融資	総務統括班
第6 租税の減免等	住民生活班
第7 住宅復興資金等の融資	総務統括班
第8 災害公営住宅の建設等	健康福祉班、産業建設班
第9 雇用機会の確保	健康福祉班
第10 郵便事業の支援措置	日本郵便(株)
第11 生活相談等	住民生活班、健康福祉班
第12 風評被害等への対応	総務統括班

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等の生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

吉富町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

吉富町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明書の交付の体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や被災証明書の交付の担当部局が非常時の情報共有体制につ

いてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努める。

なお、吉富町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。

## 第1 リ災証明等の発行

### 1. リ災証明の発行手続き

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

り災証明は、自然災害により被災した家屋の被害程度を証明する。

総務統括班及び消防本部は、被災者のり災証明の発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ、り災証明書を発行する。

被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害の届け出があったことに対する証明書を発行する。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。

#### ■り災証明の担当及び証明の範囲

総務統括班	○ 家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水
消防本部	○ 火災による焼損等

### 2. 被害届出証明書の発行手続き

被害届出証明書は、り災証明の対象事項ではない被害（家屋以外の被災）について、被害届出があったことを証明する。なお、被害の事実についての証明は行わない。

総務統括班は、被災者からの被害の届出に対して、必要に応じて被害届出証明書を発行する。

#### ■被災届出証明書の発行範囲

- 家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊、火災による焼損等

### 3. 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害の被害認定基準について」について（令和3年6月24日付府政防第670号）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）に準じた区分とし、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

する。

■災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

災害による住家の被害認定基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」令和3年3月内閣府（防災担当）による。

■被害状況判定（認定）基準

被害区分		判定（認定）基準
住家の被害	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要するもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

## 第2 被災者台帳の整備

総務統括班は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるように努める

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

### 1. 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

#### ■被災者台帳の記載項目

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 氏名  |
| 2  | 出生の年月日  |
| 3  | 性別  |
| 4  | 住居又は居所  |
| 5  | 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況  |
| 6  | 援護の実施の状況  |
| 7  | 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由   |
| 8  | 電話番号その他の連絡先   |
| 9  | 世帯の構成   |
| 10 | り災証明書の交付の状況   |
| 11 | 町長が台帳情報を吉富町以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先  |
| 12 | 11の提供を行った場合は、その旨及び日時  |
| 13 | 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号 |
| 14 | その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項  |

### 2. 情報の収集

町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、町長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

### 3. 台帳情報の利用

町長は、吉富町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用

するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

#### 4. 台帳情報の提供

(1) 町長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

(2) (1) の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- ⑤ その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

#### 4. 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

#### 5. 被災者台帳支援システムの整備

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、り災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進める。

## 第3 義援金の受け入れ、配分

### 1. 義援金の受け入れ

健康福祉班は、義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

### 2. 義援金の保管

健康福祉班は、義援金を被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に専用口座をつくり、受け払い簿を作成し、管理・保管する。

### 3. 義援金の配分

健康福祉班は、義援金の配分に関して、配分委員会（町長、副町長、町長が指名する職員、社会福祉協議会等）を設けて配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

## 第4 災害弔慰金等の支給

### 1. 災害弔慰金

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第14号）により、災害弔慰金を支給する。

### 2. 災害障害見舞金

健康福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

### 3. 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な住民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。

健康福祉班は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、県に提出する。

■法適用の要件

<p>対象となる 自然災害</p> <p>(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生じる災害)</p>	<p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害</p> <p>③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ 県内で①または②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害</p> <p>⑤ ①または②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害</p> <p>⑥ ①または②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害</li> <li>・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る。)における自然災害</li> </ul>
<p>支給対象世帯</p>	<p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)</p>

■支援金の支給額

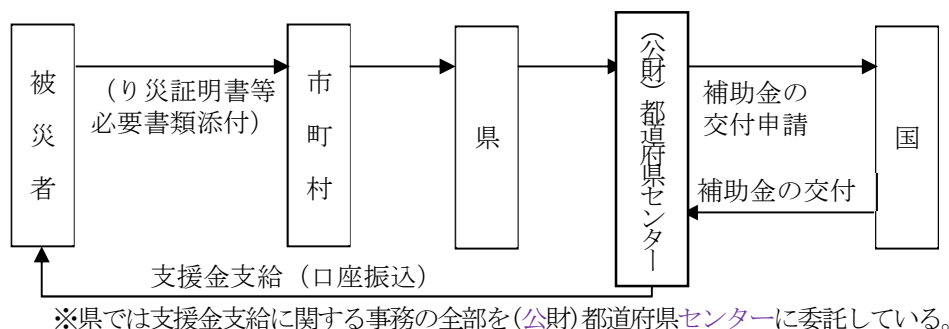
支給額は、次の2つの支援金の合計額となる  
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

被災世帯の区分	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金	
		住宅の再建方法	支給額
全壊 (損害割合50%以上) 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃貸	25万円

■支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：り災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

■被災者生活再建支制度のフロー



第5 災害援護資金等の融資

1. 災害援護資金

総務統括班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ町に、無利子で貸し付ける。

■災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
貸付限度額	1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊	250万円
		エ 住居の全体が滅失または流出	350万円
	3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複	250万円
		イ 1と2のイの重複	270万円
		ウ 1と2のウの重複	350万円
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合	250万円
		イ 2のウの場合	350万円
ウ 3のイの場合		350万円	
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(住民税における総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
利率	年1.5% (据置期間は無利子)		
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)		
償還期間	10年 (据置期間含む)		

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
償還方法	年賦または半年賦
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

## 2. 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害、または「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯が、生活を立て直すために臨時に必要な経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金または福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

町社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

### ■資金の種類

- 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

## 3. 母子福祉資金・寡婦福祉資金

県保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭または寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

総務統括班は、この受付事務を行う。

### ■資金の要件及び種類

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子家庭の母で、20歳未満の子どもを扶養している人</li> <li>○ かつて母子家庭の母だった人（寡婦）</li> <li>○ 配偶者と死別または離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人</li> </ul>			
種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始</li> <li>・事業継続</li> <li>・住宅</li> <li>・就職支度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能習得</li> <li>・生活</li> <li>・転宅</li> <li>・修学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修業</li> <li>・就学支度</li> <li>・医療介護</li> <li>・結婚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例児童扶養 (新規貸付無し)</li> </ul>

## 第6 租税の減免等

住民生活班は、災害によって被害を受けた住民（納税義務者）に対して、吉富町税条例（昭和43年条例第107号）等の定めるところにより、町税の申告、申請、請求

その他書類の提出及び減免並びに徴収猶予等を行う。

また、国税及び県税についても、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を、災害の状況により実施する。

■町税等の減免等の種類、内容

納期限の延長	<p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出または町税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、当該期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が広範囲にわたる場合、町長が職権により適用の地域、期日、その他必要な事項を公示する。</li> <li>○ その他の場合、災害等がおさまった日から2ヶ月以内に限り当該期限を延長するものとし、納税義務者は災害がおさまった後、速やかに条例第18条の2第4項に基づき、書面を町長に申請するものとする。</li> </ul>	
徴収猶予	<p>災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、町税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)</p>	
滞納処分の執行の停止等	<p>災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。</p>	
減免・免除	<p>被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納入義務の免除等を行う。</p>	
	<p>個人住民税の減免 (個人県民税を含む)</p>	<p>○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。</p>
	<p>固定資産税の減免 (都市計画税を含む)</p>	<p>○ 災害により著しく価値が減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について減免を行う。</p>
<p>国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 後期高齢者医療保険料の減免</p>	<p>○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。</p>	

**第7 住宅復興資金の融資**

住宅金融支援機構は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害復興住宅資金の融資を行う。

総務統括班は、被災者に対し、住宅建設等に関するこの融資制度の情報提供等を行う。

## 第8 災害公営住宅の建設等

健康福祉班は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を県の指導により建設、若しくは買収または被災者へ転貸するために借り上げる。

## 第9 雇用機会の確保

健康福祉班及び産業建設班は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業のあっせんについて、被災者に情報を提供する。

また、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

なお、健康福祉班及び産業建設班は、被災者に対し、これらの情報を提供する。

### ■公共職業安定所の措置

- 公共職業安定所内に、被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な被災地域内において、臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施

## 第10 郵便事業の支援措置

日本郵便株式会社（福岡郵便局）及び吉富郵便局は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

### ■郵便事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便書簡の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用または見舞い用の現金書留郵便物）
- 郵便貯金等の非常取り扱い（災害救助法の適用があった場合）

## 第11 生活相談等

### 1. 生活相談

住民生活班及び健康福祉班は、災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

#### (1) 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

#### (2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。

相談窓口では、吉富町の対策だけでなく、総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、吉富町は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 2. 男女の心身の健康に関する相談受付

住民生活班及び健康福祉班は、災害によって生じたストレスなど男女の心身の健康や夫婦・親子関係の問題に関する相談（こころのケア）に対応するため、避難所等において男女の相談員や保健師等を派遣するなどの相談受付体制を整える。

## 第12 風評被害等への対応

総務統括班は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討し速やかに実施する。

#### ■風評対策の広報・啓発

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 町広報誌への掲載
- 講演会等の開催

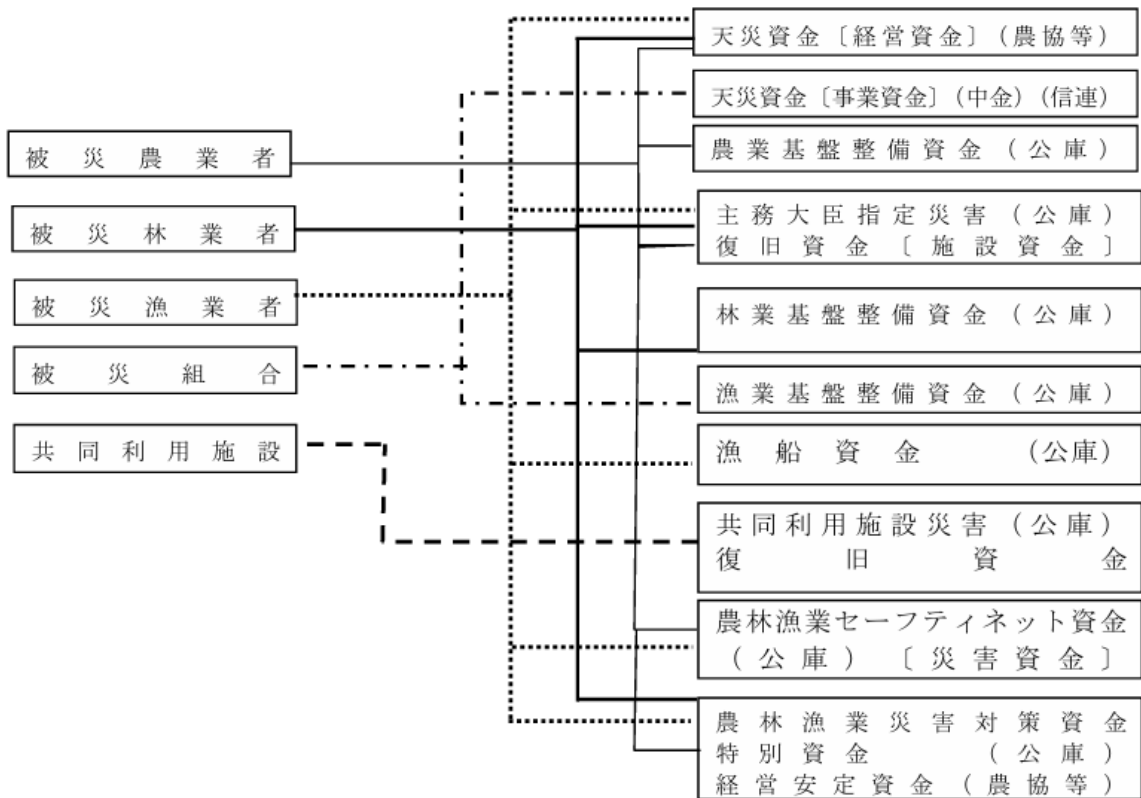
## 第3節 地域復興への支援

項 目	担 当
第1 農林漁業者への支援	産業建設班
第2 中小企業者への支援	産業建設班

### 第1 農林漁業者への支援

産業建設班は、県、農業協同組合、漁業協同組合等の協力により、被災した農林漁業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

#### ■農林漁業関係融資



中金＝農林中央金庫  
 信連＝信用漁業協同組合連合会  
 公庫＝日本政策金融公庫

## 第2 中小企業者への支援

産業建設班は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

### ■融資制度の種類

- 福岡県による融資（中小企業融資制度【緊急経済対策資金】）
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（国民生活事業）による融資
- 株式会社商工組合中央金庫による融資

## 第4節 復興計画

項 目	担 当
第1 復興計画作成の体制づくり	関係各班
第2 復興に対する合意形成	関係各班
第3 復興計画の推進	関係各班

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、吉富町は、県及び関係機関と緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

吉富町は、総合戦略との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点による地域の再生を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

また、吉富町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、吉富町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努める。

### 第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すのか、あるいは、さらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるとともに、基本方針に基づいて復興計画を作成する。

そのため、吉富町は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と吉富町及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携を図る。

また、住民は自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、吉富町は、住民や企業、団体等の主体的な参画を得ながら、相互

に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

## 第2 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たり、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取り組みに配慮する。

### ■合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地区の住民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

## 第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業であり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民ニーズの変化、科学技術の進展など、復興事業を取り巻く状況の変化を考慮しつつ、できるだけ速やかに実施するため、吉富町、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

吉富町は、町長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や住民生活の再建など、住民生活すべてにわたる分野を対象とする。

### 1. 復興事業の推進

災害復興事業のうち、地域づくりに関する分野の復興は、平時から進めるまちづくり計画を活かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

### 2. 復興計画の策定

復興計画の策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

また、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

なお、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に職員の派遣を要請する。

#### ■ 計画構成例

- |                         |        |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| ○ 基本方針                  |        |           |
| ○ 基本理念                  |        |           |
| ○ 基本目標                  |        |           |
| ○ 施策体系                  |        |           |
| ○ 復興事業計画等（想定される事業分野・生活） |        |           |
| ①住宅                     | ④教育・文化 | ⑦都市及び都市基盤 |
| ②保険・医療                  | ⑤産業・雇用 | ⑧その他      |
| ③福祉                     | ⑥環境    |           |

### 3. 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

吉富町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

